

令和5年度 学校運営連絡協議会設置要綱

第1（名称）

この会の名称を「都立多摩桜の丘学園学校運営連絡協議会」（以下「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第2（目的）

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3（所掌事項）

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4（組織）

学校運営連絡協議会の委員は、次のとおりとする。

<協議委員> 学識経験者（大学教授）2名、就労機関代表1名、就労支援機関代表1名、

福祉機関代表2名、地域自治会代表3名、PTA会長1名 計10名

<内部委員> 校長、経営企画課長、副校長3名、主幹教諭（教務主任兼務）、主幹教諭（総務主任兼務）、主幹教諭（生活指導主任兼務）、主幹教諭（教育支援部主任兼

務)、主任教諭(進路指導部主任)の10名とする。

- 2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 (役員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

- 2 会長は校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第7 (会の開催回数・開催時期)

学校運営連絡協議会は、5月、9月、2月、の年3回開催する。

第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 (事務局)

都立多摩桜の丘学園に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、主幹教

諭（総務主任兼務）をもって充てる。

第10（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

附則 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附則 この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附則 この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附則 この要項は、平成31年5月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要項は、令和3年5月1日から施行する。

附則 この要項は、令和4年5月1日から施行する。

附則 この要項は、令和5年5月1日から施行する。